

平成24年度 市民税・県民税の申告相談日程表

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎②0214

- ◆会場および時間等を確認の上、指定の会場へお越しください。
- ◆有漢、成羽、川上、備中地域で、対象地区以外の方の受付は、いずれも午後1時～午後4時です。
- ◆申告相談は、税務課や地域局へ直接来られても相談に応じることができません。ご了承ください。
- ◆申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センター、坂本生活改善センター、吹屋分館、中生活改善センターに備えていますのでご利用ください（申告書の全世帯への配布は行っていません）。
- ◆作成済み申告書の提出のみの場合は、税務課および各地域局、各申告会場で随時受け付けますので、その旨を受付へお申し出ください。

市内全域対象

月日(曜日)	対象地区	会場	受付時間
2月16日(木)	高梁市全域 (高梁、有漢、成羽、川上、備中)	高梁総合文化会館 (原田北町)	午前9時～午後4時
2月17日(金)			
3月14日(水)			
3月15日(木)			

高梁地域

月日(曜日)	対象地区	会場	受付時間
2月20日(月)	中井町	方谷の里ふれあいセンター	午前9時～午後4時
2月21日(火)	巨瀬町	巨瀬地域福祉センター	
2月22日(水)	宇治町	宇治総合会館	
2月23日(木)	松原町	松原町コミュニティハウス	
2月24日(金)	川面町	川面地域福祉センター	
2月27日(月)	津川町 高倉町(大瀬八長を除く)	津川総合会館 高倉地域市民センター	
2月28日(火)	落合町(近似を除く)	落合研修会館	
3月12日(月)	内山下から段町、松山、落合町近似、 高倉町大瀬八長、玉川町	高梁総合文化会館	
3月13日(火)	高梁地域全地区		

有漢地域

月日(曜日)	対象地区	会場	受付時間
2月29日(水)	西組、中組、上大谷、神明、川関上・下、 金倉、垣上、上組、垣元	有漢地域センター	午前9時～午後1時 各対象地区指定 ※午後1時～午後4時 有漢地域全地区対象
3月1日(木)	八幡、大塚、茶堂、土居、安元、上横見、 下横見、緑丘、畦地、貞守		
3月2日(金)	信清、大谷、羽場、下市、市場、新市場、 中市、古市、上市、鈴岳、城下、元重、山形		

成羽地域

月日(曜日)	対象地区	会場	受付時間
3月6日(火)	成羽、羽山	成羽総合福祉センター	午前9時～午後1時 各対象地区指定 ※午後1時～午後4時 成羽地域全地区対象 (田原、阿部山、中野田原、坂本を除く)
3月7日(水)	佐々木、星原、下原		
3月8日(木)	下日名、上日名、羽根、小泉		
3月9日(金)	布寄(田原、阿部山を除く)、長地、 相坂、吹屋、中野(中野田原を除く)(注)		

(注) 田原、阿部山、中野田原、坂本地区の方は、備中会場へお越しください(備中地域の日程をご覧ください)。

川上地域

月日(曜日)	対象地区	会場	受付時間
3月5日(月)	七地、三沢	川上総合学習センター	午前9時～午後1時 各対象地区指定 ※午後1時～午後4時 川上地域全地区対象
3月6日(火)	仁賀、下大竹		
3月7日(水)	地頭、上大竹		
3月8日(木)	高山、高山市、大原		
3月9日(金)	領家、臘数、吉木		

備中地域

月日(曜日)	対象地区	会場	受付時間
2月29日(水)	東油野、西油野、西山	備中総合センター (大ホール)	午前9時～午後1時 各対象地区指定 ※午後1時～午後4時 備中地域全地区対象 (成羽地域の田原、阿部山、中野田原、坂本を含む)
3月1日(木)	平川		
3月2日(金)	布瀬、志藤用瀬、布賀、長屋		
3月5日(月)	田原 成羽地域の田原・阿部山・中野田原・坂本		

税制改正ポイント

平成24年度(平成23年所得分)からの個人市県民税の扶養控除および寄附金税額控除の一部が改正されました。

① 扶養控除の改正

- ・16歳未満の扶養控除(所得税38万円、市県民税33万円)が廃止されました。
- ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(所得税25万円、市県民税12万円)が廃止されました。
- ※所得税は平成23年分から、市県民税は平成24年度からの適用になります。

② 同居特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養控除の改正に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に同居特別障害者加算(所得税35万円、市県民税23万円)をする措置に代えて、障害者控除の額に加算する措置へ変更されました(所得控除の合計額に変更はありません)。

なお、16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除の適用はなくなりますが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用になります。

③ 寄附金税額控除の拡充

平成24年度市県民税の算定より、寄附金から差し引かれる金額(寄附金税額控除の適用下限額)が、5千円から2千円に引き下げられました。

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎②0214